

参考資料 目次

- 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）
（令和 2 年 12 月 9 日付け大臣官房文教施設企画・防災部長名 2 文科施第 281 号）
- 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書等における公印押印手続の見直しについて（通知）
（令和 2 年 12 月 23 日付け大臣官房文教施設企画・防災部長名 2 文科施第 343 号）
- 安全・安心な学校づくり交付金（地上デジタル放送に対応するためのアンテナ等整備事業、校内 LAN の新設事業）及び公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について（通知）
（令和 2 年 4 月 1 日付け初等中等教育局長名元文科初第 1814 号）
- 学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について（通知）
（平成 20 年 6 月 18 日付け大臣官房文教施設企画部長名 20 文科施第 121 号）
- 文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について（通知）
（令和 2 年 12 月 10 日付け大臣官房会計課長名 2 文科会第 920 号）
- 補助金等適正化法第二十二条の規定に基づく各省各庁の長の承認について（通知）
（平成 20 年 4 月 10 日付け財計第 1087 号）
- 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書等における公印押印手続の見直し及び提出方法並びに財産処分の承認書等の押印廃止について（事務連絡）
（令和 2 年 12 月 23 日付け大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課名事務連絡）
- 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認における基金積立状況等の報告について（事務連絡）
（平成 20 年 2 月 29 日付け大臣官房文教施設企画部施設助成課振興地域係長名事務連絡）
- 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の更新手続に係る添付資料の取扱いについて（事務連絡）
（平成 28 年 3 月 30 日付け大臣官房文教施設企画部施設助成課振興地域係長名事務連絡）
- 「公立及び国立学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について」（通知）に関する補足説明について（事務連絡）
（平成 25 年 8 月 21 日付け大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室名事務連絡）

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
山 崎 雅 男

(印影印刷)

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）

公立学校施設整備費補助金等（下記 1 に掲げるものをいい、以下「補助金等」という。）の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 22 条の規定により、同法施行令第 14 条第 1 項に定める場合を除き、文部科学大臣の承認（以下「承認」という。）が必要となります。

この承認については、従来「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（平成 31 年 1 月 7 日付け 30 文科施第 391 号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）により取り扱ってきました。

また、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した学校給食施設の財産処分の承認については、従来「安全・安心な学校づくり交付金（学校給食施設）等に係る財産処分の承認等について」（平成 20 年 7 月 2 日付け 20 文科ス第 469 号文部科学省スポーツ・青少年局長通知）により取り扱ってきました。

この度、文部科学省組織令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 81 号）が施行され、公立の学校の給食施設の整備に関する事務が初等中等教育局健康教育・食育課から大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課に移管されたことに伴い、この通知の発出日（令和 2 年 1 2 月 9 日）以降は、公立の学校給食施設の財産処分の承認に関する事務も含めて、下記により取り扱うこととします。ただし、LAN 等の取壊しに係る内容（3 (2)③及び④）については、令和 2 年 2 月 6 日から適用します。各都道府県教育委員会におかれては、このことを域内の市区町村に周知し、事務処理に遺漏のないよう配慮願います。

なお、本財産処分を行う場合には、補助金等の趣旨に鑑み、設置者においては、当該財産処分により学校施設に不足が生じないこと、児童生徒等の安全及び教育環境への配慮が十分に行われていることなど、学校教育の円滑な実施に支障が生じるものではないことをあらかじめ確認するとともに、地域住民の理解を得るように努められるよう十分配慮願います。

記

1 対象となる補助金等

- (1) 公立学校施設整備費補助金（施設助成課、初等中等教育局教育課程課及び幼児教育課所管分で、特定市町村公立小中学校規模適正化特別整備事業を除く。）

- (2) 公立学校施設整備費負担金（施設助成課所管分）
- (3) 安全・安心な学校づくり交付金（施設助成課及び初等中等教育局幼児教育課所管分）
- (4) 学校施設環境改善交付金（施設助成課所管分）
- (5) 地域自主戦略交付金（施設助成課所管分）
- (6) 沖縄振興自主戦略交付金（施設助成課所管分）
- (7) 沖縄振興公共投資交付金（施設助成課所管分）
- (8) 新産業都市等事業費補助率差額、首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額及び北方領土隣接地域振興等事業補助率差額（施設助成課及び初等中等教育局幼児教育課所管分）
- (9) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
- (10) 公立諸学校建物其他災害復旧費負担金
- (11) 地域活性化・公共投資臨時交付金（施設助成課所管分）
- (12) 地域活性化・きめ細かな臨時交付金（施設助成課所管分）
- (13) 地域活性化交付金（施設助成課所管分）
- (14) 東日本大震災復興交付金（施設助成課及び初等中等教育局幼児教育課所管分）
- (15) 地域経済活性化・雇用創出臨時交付金（施設助成課所管分）
- (16) 福島再生加速化交付金（施設助成課及び初等中等教育局幼児教育課所管分）
- (17) 福島原子力災害避難区域教育復興施設整備費補助金（施設助成課所管分）
- (18) 地域活性化・効果実感臨時交付金（施設助成課所管分）
- (19) ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金（施設助成課所管分）

2 承認手続

(1) 申請手続

適正化法第 22 条の規定に基づき、財産処分を行おうとする場合には、別紙様式 1 の「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書」を文部科学大臣に提出し、承認を得るものとする。

なお、学校教育の目的で使用している学校施設について、放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当せず、手続は不要である。また、廃校施設等の現に学校教育の目的で使用していない補助財産については、当該補助財産に改変を行わない一時的な転用又は貸与でありかつ公益に資する用に供する場合には、財産処分には該当せず、手続は不要である。

(2) 承認後の変更

承認を得た後、当該財産処分の内容と異なる処分を行おうとする場合、又は当該財産処分の承認に当たり付された条件を満たせなくなった場合には、当該処分の内容に応じ、文部科学大臣に対し改めて必要な手続を行うものとする。

ただし、4 (2) に規定する納付金（ただし書を除く。）を国庫に納付した場合は、この限りでない。

(3) 経由機関

市区町村（市区町村の組合を含む。）が本通知により申請書又は報告書を提出しようとする場合には、都道府県教育委員会を経由して提出するものとする。

3 承認とみなす事項（包括承認事項）

2 (1) にかかわらず、次の事項に該当する財産処分については、文部科学大臣の承認があったものとみなす（ただし、学校施設に不足を生じる場合は、この限りでない。）。

(1) 報告事項

次に掲げる財産処分であって、別紙様式2の「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書」を文部科学大臣に提出した場合。

ただし、この報告書において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りでない。

- ① 国庫補助事業完了後10年以上経過した、建物並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「建物等」という。）の無償による財産処分（関係法令の規定に反しない取扱いが必要。）
- ② 別表1「報告事項一覧」に掲げる財産処分
- ③ 国庫補助事業完了後10年未満の、建物等の無償による財産処分で、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づくもの

(2) 交付決定事項

- ① 次の事項に該当する財産処分であって、当該建物の新增改築事業に係る交付決定があった場合
ア 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成18年7月13日18文科施第188号文部科学大臣裁定。以下「運用細目」という。）第1の47に定める、構造上危険な状態にある建物（以下「危険建物」という。）の取壊し
イ 危険建物に準ずる建物（運用細目第1の48に定める、教育を行うのに著しく不適当な建物で特別な事情のあるもの）の取壊し
ウ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）第2条第2項に規定する集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる建物（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に係る建物に限る。）の取壊し
エ 敷地狭あい等により、国庫補助を受けての新增築に際して取壊しがやむを得ないとして運用細目第2の7の(4)の規定に基づく保有控除の対象となった建物の取壊し
オ 学校給食施設の敷地が狭あい等のため、従前の建物（学校給食施設の建物に限る。）の一部又は全部の取壊し
カ 保健衛生、機能又は学校管理運営において不適当な建物（学校給食施設の建物に限る。）の一部又は全部の取壊し
- ② 建物の取壊しであって、長寿命化改良事業に係る交付決定があった場合
- ③ LAN等の取壊しであって、「GIGAスクール構想の実現」に向けた公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る交付決定があった場合
- ④ ①若しくは②の建物又は③のLAN等の取壊しに際して、やむを得ずに行う建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄

(注1) ただし、①の新增改築事業又は②の長寿命化改良事業に際し、国庫補助事業完了後5年以内の、大規模改造事業（法令等に適合させるための工事を除く。）、防災機能強化事業（建築非構造部材の耐震化工事を除く。）又は太陽光発電等導入事業の取壊し又は改築を行う場合は、この限りでない。

(注2) 地域再生計画認定

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第18条の規定により文部科学大臣の承認を受けたものとみなされ、この通知に定める手続を要さない（この場合は、国庫補助事業完

了後 10 年を経過していないものであっても対象とする。)

4 納付金の取扱い

(1) 国庫納付を必要とせずに承認する場合

次の事項のいずれかに該当する財産処分については、納付金の国庫への納付を要さないものとする。

① 包括承認事項

② 国庫補助事業完了後 10 年以上経過した、建物等の有償による財産処分のうち、(2)を適用したならば国庫に納付することとなる補助金相当額以上の額を、当該地方公共団体が設置する学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立て、適切に運用することとしているもの

(注 1) 当該財産処分の承認申請時に基金が設立されていない場合には、当該財産処分の日から 1 年以内に基金を設立し、上記補助金相当額以上の額を積み立て、適切に運用すること。

(注 2) 複数年にわたり設置者に収益が発生する場合には、複数年にわたり分割して積立てを行うことができる。この場合においては、当該収益の発生する期間の終期を示し、当該終期の属する年度までに積立てを完了しなければならない。

③ 耐震補強事業、大規模改造事業（法令等に適合させるための工事に限る。）又は防災機能強化事業（建築非構造部材の耐震化工事に限る。）を実施した建物の無償による財産処分（補助事業完了直後に取壊しを行うなど、著しく適正を欠くものについては、この限りでない。）

④ 国庫補助事業完了後 10 年未満の、大規模改造事業（上記③を除く。）、防災機能強化事業（上記③を除く。）又は太陽光発電等導入事業で、3 (1)①の財産処分と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分（補助事業完了後 5 年以内に取り壊し又は改築を行うなど、著しく適正を欠くものについては、この限りでない。）

⑤ 国庫補助事業完了後 10 年未満の、幼稚園園舎の一部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「園舎の一部等」という。）を、保育所に転用し、又は他の地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡し、保育所を設置するもので、次の要件を満たすもの

ア 園舎の一部等を保育所に転用等することにより、幼稚園児の処遇が低下せず、かつ、地域の子育て環境の向上を図ることができること。

イ 地方公共団体の施策として、幼稚園と保育所の連携を推進することとされていること。

⑥ 国庫補助事業完了後 10 年未満の、幼稚園園舎の全部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「園舎の全部等」という。）を、他の地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人へ無償により貸与し、公私連携幼保連携型認定こども園となるもの

⑦ 学校給食施設のうち、統廃合等により、使用されなくなる建物等で、処分制限期間の過半を経過した建物等で、他の用途での活用が全く見込めない建物等の取壊し及び廃棄

⑧ その他文部科学大臣が特に認めるもの

(2) 国庫納付を条件として承認する場合

上記(1)以外の財産処分の承認に際しては、原則として、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

ただし、期間を限定した貸与にあつては、当該貸与期間における残存価額の減少額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

なお、適正な対価でなされる有償による財産処分については、処分する部分の残存価額に対する

補助金相当額を上限とし、当該部分の財産処分により発生する収益のうちの補助金相当額を国庫に納付するものとする。

(別表1)

報告事項一覧

摘要 番号	事 項
1 1－(1) 1－(2) 1－(3) 1－(4) 1－(5) 1－(6) 1－(7)	<p>1 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等の取壊し若しくは廃棄</p> <p>(1) 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物等の取壊し及び廃棄</p> <p>(2) 危険建物及び危険建物に準ずる建物（事前に都道府県教育委員会の確認を受けたものに限る。）のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し</p> <p>(3) 保健衛生、機能又は学校管理運営において不適当な建物（学校給食施設の建物で、事前に都道府県教育委員会の確認を受けたものに限る。）のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し</p> <p>(4) 取壊しを条件として他の国庫補助事業の対象となった建物の取壊し</p> <p>(5) 単独で改築する建物の取壊し（当該取壊し面積以上の建物を単独で復旧する場合に限る。）</p> <p>(6) (1)から(5)までの建物の取壊しに際してやむを得ずに行う建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄</p> <p>(7) 処分制限期間内において、やむを得ない事情による破損・故障等のため修復不可能となった設備（学校給食施設に付随するものに限る。）の廃棄</p>
2 2－(1) 2－(2) 2－(3)	<p>2 公共用又は公用に供する施設への転用（営利を目的とし又は利益をあげる場合を除く。）のうち、次の事項に該当するもの。</p> <p>(1) 統合又は別敷地移転等により廃校（廃園）となる学校に係る建物等で、当該統合等について国庫補助を受けたものの転用</p> <p>(2) 学校教育を行うには著しく不適當で、その改築が国庫補助の対象となった建物等の転用</p> <p>(3) 地域事情等により入居見込みのないへき地教職員住宅の転用</p>
3 3－(1) 3－(2)	<p>3 認定こども園に係る幼稚園の以下の財産処分</p> <p>(1) 国庫補助事業完了後10年未満の園舎の全部等を、幼保連携型認定こども園に転用するもの。</p> <p>(2) 国庫補助事業完了後10年未満の園舎の一部等を、認可外保育施設に転用し、又は他の地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡し、認可外保育施設を設置することにより、幼稚園型認定こども園となるもの。</p>
4 4－(1) 4－(2) 4－(3) 4－(4) 4－(5)	<p>4 その他</p> <p>(1) 大規模改造に際し、保有控除建物（運用細目第2の7の(6)「保有面積の控除（ただし、ウを除く。）」に定めるもの。）への転用</p> <p>(2) 事情変更に伴う建物区分の変更</p> <p>(3) 期限を限った、へき地教職員住宅の教職員以外の者への入居貸付け （注）当該学校の教職員の入居希望者がいないへき地教職員住宅については、住宅の有効利用を図る観点から、他の公立学校の教職員等を一時的に入居させる場合には財産処分の手続は不要である。</p> <p>(4) 特別支援学校の用に供するために行う建物等の転用及び無償による貸与・譲渡</p> <p>(5) 特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業の無償による財産処分（当該財産処分後において、当該事業を実施した特別支援学校の教室が不足していない場合に限る。）</p>

(別紙様式1)

						令和	第	号	
						年	月	日	
文部科学大臣 殿									
都道府県知事又は市区町村長名 (記名押印又は署名)									
公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書									
公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、下記のとおり承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。									
記									
1 処分の内容									
学校名	補助年度	事業名	施設区分	構造区分	補助面積 (m ²)	補助金額 (千円)	処分内容	処分予定年月	備考
2 経過及び処分の理由									

3 添付資料									
(1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し									
(2) 建物配置図									
(3) その他参考資料									
4 経由機関									
都道府県教育委員会名							印		

(記入要領)

- 「施設区分」欄：施設区分（建物・工作物・設備）及び施設台帳の建物区分（校・屋・寄・連・児・住・共・部）を記入する。
- 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（R・S・W）を記入する。
- 「補助面積」、「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を、下段に当該処分に係る部分を記入する。
- 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、（有償・無償）譲渡、交換、（有償・無償）貸与等）及び処分先などを記入する。
- 通知4(1)⑤の承認手続については、本様式「3 添付資料」に掲げる「(3) その他参考資料」として、次の①から④までの事項に係る資料を提出する。
 - 幼稚園・保育所児の将来推計や将来にわたる必要施設の確保に関する検討結果及び幼稚園・保育所の連携方法
 - 転用後の幼稚園・保育所の認可面積
 - 幼稚園定員の変更等の届出又は認可状況
 - 保育所設置認可の状況及び保育所設置条例（案）

(別紙様式2)

							第	号		
							令和	年	月	日
文部科学大臣 殿										
都道府県知事又は市区町村長名 (記名押印又は署名)										
公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書										
公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので令和2年12月9日付け2文科施第281号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」により報告します。										
記										
1 処分の内容										
学校名	補助年度	事業名	施設区分	構造区分	補助面積	補助金額	摘要	処分内容	処分予定年月	備考
					m ² ()	千円 ()				
2 経過及び処分の理由										

3 添付資料										
(1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し										
(2) 建物配置図										
(3) 別紙様式3「財産処分報告事項照合票」										
(4) その他参考資料										
4 経由機関										
							都道府県教育委員会名	印		

(記入要領)

- 「施設区分」欄：施設区分（建物・工作物・設備）及び施設台帳の建物区分（校・屋・寄・連・児・住・共・部）を記入する。
- 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（R・S・W）を記入する。
- 「補助面積」、「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を、下段に当該処分に係る部分を記入する。
- 「摘要」欄：「通知3(1)①」、「通知3(1)③」、又は別表1「報告事項一覧」の左欄の摘要番号を記入する。

(別紙様式3)

財産処分報告事項照合票	
照 合 事 項	設 置 者 意 見 欄
(1) 学校用のスペースを必要十分に確保しているか。 (※記入要領1)	
(2) 教育機能は確保されているか。又は学校給食はどのような方法で実施するのか。 (※記入要領2)	
(3) 管理運営上の問題は生じないか。 (※記入要領3)	
〔設置者の総合的な意見欄〕 (※記入要領4)	

(記入要領)

- 1 児童・生徒数の将来推計や将来にわたる必要面積の確保など学校用のスペースの確保に関する検討結果等を記入する。
なお、災害等により全壊等した建物等の取壊し若しくは廃棄、廃校（廃園）となる建物等の財産処分、へき地教職員住宅又は学校給食施設の財産処分にあつては、記載不要。
- 2 騒音等による教育への影響、転用施設の配置、転用施設の利用者等と児童・生徒との動線についての配慮など、教育機能の確保に関する検討・対応状況等又は学校給食の実施方法等について記入する。
なお、災害等により全壊等した建物等の取壊し又は廃棄、廃校（廃園）となる建物等の財産処分及びへき地教職員住宅の財産処分にあつては、記載不要。
- 3 転用施設に係る条例又は条例案の整備、管理・運営規則等の整備、防犯・防災対策、専用出入口・専用バスの進入路の確保など管理運営上の問題に関する対応状況等について記入する。
なお、災害等により全壊等した建物等の取壊し又は廃棄及び廃校（廃園）となる建物等の財産処分にあつては、記載不要。
- 4 設置者の当該財産処分に関する総合的な意見を記入すること。

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
山 崎 雅 男

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書等における
公印押印手続の見直しについて（通知）

各府省等においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、行政手続における書面主義・押印原則・対面主義の見直しを進めているところです。このたび、公立学校施設整備費補助金等や学校用地取得費補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について財産処分を行う場合に提出が必要となる財産処分承認申請書及び財産処分報告書については、公印押印を求めないこととしましたので通知します。この通知の発出日（令和 2 年 12 月 23 日）以降は、下記により取り扱うこととしますので、各都道府県教育委員会におかれては、このことを域内の市区町村に周知し、事務処理に遺漏のないよう配慮願います。

記

1 公印押印を求めないこととする文書

- (1) 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（令和 2 年 12 月 9 日付け 2 文科施第 281 号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）に基づき提出する「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書」及び「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書」
- (2) 「学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について」（平成 20 年 6 月 18 日付け 20 文科施第 121 号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）に基づき提出する「学校用地取得費補助金に係る財産処分承認申請書」及び「学校用地取得費補助金に係る財産処分報告書」

※なお、公印を押印しない場合であっても、各地方公共団体においてしかるべく決裁を経た正式な公文書であることが必要ですので、御留意ください。

2 公印を押印しない場合の申請書及び報告書の留意事項について
別添のとおりとする。

本件問合せ先

文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部
施設助成課 振興地域係 萩尾、高山、小林

TEL 03-5253-4111 (内線 2001)

E-mail zaisansyobun@mext.go.jp

公印を押印しない場合においては、文書作成者及び文書内容の真正性を担保するため、下記の要領で、申請（報告）自治体及び経由機関の連絡先等を記載してください。

「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（令和2年12月9日付け2文科施第281号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）別紙様式1

文部科学大臣 殿

令和 第 年 月 号 日

都道府県知事又は市区町村長名

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、下記のとおり承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

4 経由機関

都道府県教育委員会名

5 申請自治体及び経由機関の連絡先等

(1) 申請自治体

担当部署名：

担当者名：

連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

(2) 経由機関

担当部署名：

担当者名：

連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

第 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事又は市区町村長名

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので、令和2年12月9日付け2文科施第281号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」により報告します。

記

4 経由機関

都道府県教育委員会名

5 報告自治体及び経由機関の連絡先等

(1) 報告自治体

担当部署名：

担当者名：

連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

(2) 経由機関

担当部署名：

担当者名：

連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

文部科学大臣 殿

令和 第 年 月 号 日

市町村長名

学校用地取得費補助金に係る財産処分承認申請書

学校用地取得費補助金に係る財産処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の規定により、別紙のとおり承認して下さるよう関係資料を添えて申請します。

記

4 経由機関

都道府県教育委員会名

5 申請自治体及び経由機関の連絡先等

(1) 申請自治体

担当部署名：

担当者名：

連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

(2) 経由機関

担当部署名：

担当者名：

連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

文部科学大臣 殿

令和 第 年 月 日

市町村長名

学校用地取得費補助金に係る財産処分報告書

学校用地取得費補助金に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので、平成 20 年 6 月 18 日付け 20 文科施第 121 号「学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について」により報告します。

記

4 経由機関

都道府県教育委員会名

5 報告自治体及び経由機関の連絡先等

(1) 報告自治体

担当部署名：

担当者名：

連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

(2) 経由機関

担当部署名：

担当者名：

連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
丸 山 洋 司

(印影印刷)

安全・安心な学校づくり交付金（地上デジタル放送に対応するためのアンテナ等整備事業、校内LANの新設事業）及び公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について（通知）

安全・安心な学校づくり交付金又は公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金（以下「補助金等」という。）の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定により、同法施行令第14条第1項に定める場合を除き、文部科学大臣の承認（以下「承認」という。）が必要となります。

この承認については、従来「安全・安心な学校づくり交付金（地上デジタル放送に対応するためのアンテナ等整備事業、校内LANの新設事業）に係る財産処分の承認等について」（平成23年5月17日付け22文科生第891号文部科学省生涯学習政策局長通知）により取り扱ってきたところですが、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金に係る財産処分の取扱いを追加するとともに、補助金等のより適切な執行の観点から、令和2年4月1日以降は、下記により取り扱うこととしますので、このことを域内の市区町村に周知し、事務処理に遺漏のないよう配慮願います。

記

1. 財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること。

2. 財産処分の対象となる財産

財産処分の対象となる財産は、補助対象財産のうち、「平成 14 年 3 月 25 日 文部科学省 告示第 53 号」（別添）に該当する財産である。

3. 承認手続

(1) 申請手続

適正化法第 22 条の規定に基づき、財産処分を行おうとする場合には、別紙様式 1 の「安全・安心な学校づくり交付金等に係る財産処分承認申請書」を文部科学大臣に提出し、承認を得るものとする。

なお、放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当せず、手続は不要である。また、廃校施設等の現に学校教育の目的で使用していない補助対象財産については、当該補助対象財産に改変を行わない一時的な転用又は貸与でありかつ公益に資する用に供する場合には、財産処分には該当せず、手続は不要である。

(2) 承認後の変更

承認を得た後、当該財産処分の内容と異なる処分を行おうとする場合、又は当該財産処分の承認に付された条件を満たせなくなった場合には、当該処分の内容に応じ、文部科学大臣に対し改めて必要な手続を行うものとする。

ただし、5. (2) に規定する納付金（ただし書きを除く。）を国庫に納付した場合は、この限りではない。

(3) 経由機関

市区町村が本通知により申請書又は報告書を提出しようとする場合には、都道府県教育委員会を経由して提出するものとする。

4. 承認とみなす事項（包括承認事項）

3. (1) にかかわらず、次の事項に該当する財産処分については、文部科学大臣の承認があったものとみなす。

(1) 報告によるもの

次に掲げる財産処分であって、別紙様式 2 の「安全・安心な学校づくり交付金等に係る財産処分報告書」を文部科学大臣に提出した場合。

ただし、この報告書において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

- ① 国庫補助事業完了後 10 年以上経過した場合の無償による財産処分
- ② 別表「報告事項一覧」に掲げる財産処分

③ 国庫補助事業完了後 10 年未満の場合の無償による財産処分で、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）に規定する合併市町村基本計画に基づくもの

(2) 交付決定によるもの

① 「地上デジタル放送に対応するためのアンテナ等整備事業」、「校内 LAN の新設事業」及び「情報通信ネットワーク環境施設整備事業」を実施した建物の新增改築事業に係る交付決定があった場合。

(注) ただし、当該新增改築事業等に際し、国庫補助事業完了後 5 年以内の補助対象財産を取壊し又は廃棄を行う場合は、この限りではない。

② 「校内 LAN の新設事業」で整備した補助対象財産の更新について「情報通信ネットワーク環境施設整備事業」の交付決定があった場合。

(3) 地域再生計画の認定によるもの

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けた場合。

5. 納付金の取扱い

(1) 国庫納付を必要とせずに承認する場合

次の事項のいずれかに該当する財産処分については、納付金の国庫への納付を要さないものとする。

① 包括承認事項

② 国庫補助事業完了後 10 年以上経過した補助対象財産の有償による財産処分のうち、(2)を適用したならば国庫に納付することとなる補助金相当額以上の額を、当該地方公共団体の設置する学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立て、適切に運用することとしているもの

(注) 当該財産処分の承認申請時に基金が設立されていない場合には、当該財産処分の日から 1 年以内に基金を設立し、上記補助金相当額以上の額を積み立て、適切に運用すること。

③ 国庫補助事業完了後 10 年未満の幼稚園に係る補助対象財産を、同一地方公共団体内で保育所に転用し、又は他の地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡し、保育所を設置するもので、次の要件を満たすもの。

ア 上記財産処分により、幼稚園児の処遇が低下せず、かつ、地域の子育て環境の向上を図ることができること。

イ 地方公共団体の施策として、幼稚園と保育所の連携を推進することとされていること。

④ その他文部科学大臣が特に認めるもの

(2) 国庫納付を条件として承認する場合

上記(1)以外の財産処分の承認に際しては、原則として、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

ただし、期間を限定した貸与にあっては、当該貸与期間における残存価額の減少額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

なお、適正な対価でなされる有償による財産処分については、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を上限とし、当該部分の財産処分により発生する収益のうちの補助金相当額を国庫に納付するものとする。

附 則 （令和2年4月1日）

この通知の内容については、通知発出日から適用する。ただし、4(2)②に係る内容については、令和元年度補正予算から適用するものとする。

(別表)

報 告 事 項 一 覧

摘要番号	事 項
1 - (1)	1 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった場合、又は構造上危険な状態にある建物の取壊しに伴う場合の以下の財産処分 (1) 災害又は火災等により全壊、半壊、流出、全焼又は半焼した補助対象財産の取壊し及び廃棄
1 - (2)	(2) 危険建物及び危険建物に準ずる建物（事前に都道府県教育委員会の確認を受けたものに限る。）のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊しに伴う補助対象財産の取壊し及び廃棄
1 - (3)	(3) 取壊しを条件として他の国庫補助事業の対象となった建物の取壊しに伴う補助対象財産の取壊し及び廃棄
1 - (4)	(4) 単独で改築する建物の取壊し（当該取壊し面積以上の建物を単独で復旧する場合に限る。）に伴う補助対象財産の取壊し及び廃棄
	2 同一地方公共団体における公共用又は公用に供する施設への転用（営利を目的とし又は利益をあげる場合を除く。）のうち、次の事項に該当するもの
2 - (1)	(1) 統合又は別敷地移転等により廃校（廃園）となる学校に係る建物等で、当該統合等について国庫補助を受けたものの無償による転用に伴う補助対象財産の転用
2 - (2)	(2) 学校教育を行うには著しく不適當で、その改築が国庫補助の対象となった建物等の無償による転用に伴う補助対象財産の転用
	3 認定こども園に係る幼稚園の以下の財産処分
3 - (1)	(1) 国庫補助事業完了後 10 年未満の幼稚園の全部等を、幼保連携型認定こども園に転用することに伴う補助対象財産の転用
3 - (2)	(2) 国庫補助事業完了後 10 年未満の幼稚園の一部等を、認可外保育施設に転用し、又は他の地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡し、認可外保育施設を設置することにより、幼稚園型認定こども園となることに伴う補助対象財産の転用、貸与又は譲渡
	4 その他
4 - (1)	(1) 特別支援学校の用に供するために行う建物等の転用及び無償による貸与・譲渡に伴う補助対象財産の転用、貸与又は譲渡
4 - (2)	(2) 特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業の無償による財産処分に伴う補助対象財産の財産処分（改修事業による財産処分後において、当該事業を実施した特別支援学校の教室が不足していない場合に限る。）

(別紙様式1)

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事又は市区町村長名 (記名押印又は署名)
安全・安心な学校づくり交付金等に係る財産処分承認申請書

安全・安心な学校づくり交付金 (地上デジタル放送に対応するためのアンテナ等整備事業、校内LANの新設事業) 及び公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金に係る財産処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、下記のとおり承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 処分の内容

施設名	補助年度	事業名	施設区分	補助金額 (千円)	処分内容	処分予定 年月日	備 考
				()			

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) 建物配置図
- (3) その他参考資料

4 経由機関

都道府県教育委員会名

印

(記入要領)

「1 処分の内容」について

- ・「事業名」欄：地上デジタル放送に対応するためのアンテナ等整備事業の場合は「アンテナ」、校内LANの新設事業の場合は「LAN」、情報通信ネットワーク環境施設整備事業の場合は「ネットワーク」とすること。
 - ・「施設区分」欄：幼稚園の場合は「幼」、小学校の場合は「小」、中学校の場合は「中」、義務教育学校の場合は「義務」、高等学校の場合は「高」、特別支援学校の場合は「特」、中等教育学校の場合は「中等」、公民館の場合は「公」とすること。
 - ・「補助金額」欄：補助対象財産の一部を処分する場合は、上段()に補助の全体を、下段に当該処分に係る部分を記入すること。
 - ・「処分内容」：財産処分の分類(転用、(有償・無償)譲渡、交換、(有償・無償)貸与、取壊し、廃棄)を記入すること。
 - ・通知5(1)③の承認手続については、本様式「3 添付資料」に掲げる「(3)その他参考資料」として、次の①から④までの事項に係る資料を提出すること。
- ① 幼稚園・保育所児の将来推計や将来にわたる必要施設の確保に関する検討結果及び幼稚園・保育所の連携方法
 - ② 転用後の幼稚園・保育所の認可面積
 - ③ 幼稚園定員の変更等の届け出又は認可状況
 - ④ 保育所設置認可の状況及び保育所設置条例(案)

(別紙様式2)

文 書 番 号
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

都道府県知事又は市区町村長名 (記名押印又は署名)
安全・安心な学校づくり交付金等に係る財産処分報告書

安全・安心な学校づくり交付金 (地上デジタル放送に対応するためのアンテナ等整備事業、校内LANの新設事業) 及び公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので、令和2年4月1日付け元文科初第1814号「安全・安心な学校づくり交付金 (地上デジタル放送に対応するためのアンテナ等整備事業、校内LANの新設事業) 及び公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」により報告します。

記

1 処分の内容

施設名	補助年度	事業名	施設区分	補助金額 (千円)	摘要	処分内容	処分予定年月日	備考
				()				

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) 建物配置図
- (3) その他参考資料

4 経由機関

都道府県教育委員会名

印

(記入要領)

「1 処分の内容」について

- ・「事業名」欄：地上デジタル放送に対応するためのアンテナ等整備事業の場合は「アンテナ」、校内LANの新設事業の場合は「LAN」、情報通信ネットワーク環境施設整備事業の場合は「ネットワーク」とすること。
- ・「施設区分」欄：幼稚園の場合は「幼」、小学校の場合は「小」、中学校の場合は「中」、義務教育学校の場合は「義務」、高等学校の場合は「高」、特別支援学校の場合は「特」、中等教育学校の場合は「中等」、公民館の場合は「公」とすること。
- ・「補助金額」欄：補助対象財産の一部を処分する場合は、上段 () に補助の全体を、下段に当該処分に係る部分を記入すること。
- ・「摘要」欄：「通知4(1)①」、「通知4(1)③」、又は別表「報告事項一覧」の左欄の摘要番号を記入する。
- ・「処分内容」：財産処分の分類 (転用、(有償・無償) 譲渡、交換、(有償・無償) 貸与、取壊し、廃棄) を記入すること。

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部長

舌 津 一 良

学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について（通知）

学校用地取得費補助金（下記1(1)に掲げるものをいう。）の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を学校用地取得費補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分（以下「財産処分」という。）を行うに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定により、同法施行令第14条第1項に定める場合を除き、文部科学大臣の承認（以下「承認」という。）が必要となります。

この承認については、従来「学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について」（平成11年4月1日付け文教施第66号文部省教育助成局長通知）により取り扱ってきたところですが、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、承認手続等の一層の簡素化及び弾力化を図ることとし、今般「文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について」が別添1のとおりまとめられました。

ついては、従来の取扱いを改正し、学校の統廃合等に伴う財産処分手続を弾力化し、学校用地の有効活用を促進することとしました。平成20年6月1日以降はこの承認基準を踏まえた上で、下記により取り扱うこととしますので、このことを域内の市町村に周知し、廃校となった学校用地の有効活用を積極的に図っていただくことをお願いします。

なお、本財産処分を行う場合には、学校用地取得費補助金の趣旨に鑑み、設置者においては、当該財産処分により学校用地に不足が生じないこと、児童生徒等の安全及び教育環境への配慮が十分に行われていることなど学校教育の円滑な実施に支障が生じないことをあらかじめ確認するとともに、地域住民の理解を得るように努められるよう十分配慮願います。

記

1 対象となる補助金及び用地の範囲

(1) 対象となる補助金

- ① 公立学校施設整備費補助金（特定市町村公立小中学校規模適正化特別整備事業）

- ② 児童生徒急増市町村公立小中学校施設特別整備事業費補助金
 - ③ 児童生徒急増市町村等公立小中学校規模適正化特別整備事業費補助金
 - ④ 提供施設代替借用校地購入費補助金
 - ⑤ 安全・安心な学校づくり交付金（提供施設代替借用校地購入事業）
- (2) 財産処分の承認に係る用地の範囲
- 学校用地取得費補助金の交付を受けて取得した学校用地（学校用地取得費補助金を受けていない学校用地であって、学校用地取得費補助金を受けている学校用地との換地を承認された部分を含む。）

2 承認手続

(1) 申請手続

適正化法第22条の規定に基づき、財産処分を行おうとする場合には、別紙様式1の「学校用地取得費補助金に係る財産処分承認申請書」を文部科学大臣に提出し、承認を得るものとする。

(2) 承認後の変更

承認を得た後、当該財産処分の内容と異なる処分を行おうとする場合には、当該処分の内容に応じ、文部科学大臣に対し改めて必要な手続を行うものとする。

ただし、4(2)に規定する納付金を国庫に納付した場合は、この限りでない。

(3) 経由機関

市町村が本通知により申請書又は報告書を提出しようとする場合には、都道府県教育委員会を経由して提出するものとする。

3 承認とみなす事項（包括承認事項）

2(1)にかかわらず、次の事項に該当する財産処分については、文部科学大臣の承認があったものとみなす。（ただし、学校用地に不足が生じる場合は、この限りではない。）

(1) 報告事項

次に掲げる財産処分であって、別紙様式2の「学校用地取得費補助金に係る財産処分報告書」を文部科学大臣に提出した場合。

ただし、この報告書において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りでない。

- ① 国庫補助事業完了後10年以上経過した学校用地の無償による財産処分（関係法令の規定に反しない取扱いが必要。）
- ② 国庫補助事業完了後10年未満の学校用地の無償による財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する市町村建設計画、又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づくもの。

(2) 学校用地制限期間の経過

学校用地取得費補助金の交付決定を受けた日の属する年度を初年度とし、「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間」（昭和60年3月5日付け文部省告示第28号）の別表で定める学校用鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建物に係る処分制限期間（以下「学校用地制限期間」という。）を経過した学校用地については、その期間到来をもって、適正化法第22条に規定する承認があったものとして取り扱う。

(注) 地域再生計画認定

学校統廃合等に伴う財産処分を行うにあたって、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第23条の規定により文部科学大臣の認定を受けたものとみなされ、この承認基準に定める手続を要さない。（この場合は、国庫補助事業完了後10年を経過していないものであっても対象とする。）

4 納付金の取扱い

(1) 国庫納付を必要とせずに承認する場合

次の事項のいずれかに該当する場合には、納付金の国庫への納付を要さないものとする。

- ① 包括承認事項
- ② 学校用地取得費補助金を受けずに保有している当該学校用地又は関連学校（分離新設がなされた場合、分離新設の母体校をいう。）用地との換地を行う場合の当該換地部分
- ③ その他文部科学大臣が特に認める場合

(2) 国庫納付を条件として承認する場合

上記(1)以外の財産処分の承認に際しては、原則として、処分する部分の面積に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

なお、適正な対価でなされる有償による財産処分については、処分する部分の面積に対する補助金相当額を上限とし、当該部分の財産処分により発生する収益のうちの補助金相当額を国庫納付するものとする。

文部科学大臣 殿

市町村長名 (記名押印又は署名)

学校用地取得費補助金に係る財産処分承認申請書

学校用地取得費補助金に係る財産処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、別紙のとおり承認して下さるよう関係資料を添えて申請します。

記

1 処分の内容

学 校 名	補 助 年 度	事 業 名	補 助 対 象 面 積	補 助 金 額	最 近 の 財 産 処 分 直 後 又 は 当 初 の 校 地 面 積	今 回 財 産 処 分 申 請 に 係 る 面 積 ・ 金 額		処 分 内 容	処 分 予 定 年 月	備 考
						面 積	金 額			
			m ² ()	千円	m ² ()	m ² ()	千円			

() 内は校地有効面積の内書き

2 経過及び処分の理由

3 添付書類

- (1) 実績報告書
- (2) 建物の配置図・実測図、学校用地管理台帳
- (3) その他参考資料

4 経由機関

都道府県教育委員会名 印

(記入要領)

○処分の内容

- ※1 ※2 ※3 ※4
- 1 「事業名」欄：事業名（急増市町村、急増市町村規模適正化、特定市町村、提供用地）を記入する。
 - ※1 急増市町村：児童生徒急増市町村公立小中学校施設特別整備事業費補助金
 - ※2 急増市町村規模適正化：児童生徒急増市町村等公立小中学校規模適正化特別整備事業費補助
 - ※3 特定市町村：特定市町村公立小中学校規模適正化特別整備事業
 - ※4 提供用地：提供施設代替借用校地購入費補助金、提供施設代替借用校地購入事業
- 2 「今回の財産処分申請に係る面積・金額」欄：今回財産処分申請面積及び財産処分申請に対する補助金相当額を記入する。
- 3 「処分内容」欄：財産処分の種類（目的外使用、譲渡、貸与等）及び処分先などを記入する。
- 4 その他：換地の場合は「備考」欄に「換地」と記入する。

第 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

市町村長名 (記名押印又は署名)

学校用地取得費補助金に係る財産処分報告書

学校用地取得費補助金に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので、平成20年6月18日付け20文科施第121号「学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について」により報告します。

記

1 処分の内容

学校名	補助年度	事業名	補助対象面積	補助金額	最近の財産処分直後又は当初の校地面積	今回財産処分申請に係る面積	処分内容	処分予定年月	備考
			() m ²	千円	() m ²	() m ²			

() 内は校地有効面積の内書き

2 経過及び処分の理由

3 添付書類

- (1) 建物の配置図・実測図、学校用地管理台帳
- (2) その他参考資料

4 経由機関

都道府県教育委員会名 印

(記入要領)

○処分の内容

- ※1 ※2 ※3 ※4
- 1 「事業名」欄：事業名（急増市町村、急増市町村規模適正化、特定市町村、提供用地）を記入する。
 - ※1 急増市町村：児童生徒急増市町村公立小中学校施設特別整備事業費補助金
 - ※2 急増市町村規模適正化：児童生徒急増市町村等公立小中学校規模適正化特別整備事業費補助
 - ※3 特定市町村：特定市町村公立小中学校規模適正化特別整備事業
 - ※4 提供用地：提供施設代替借用地購入費補助金、提供施設代替借用地購入事業
- 2 「今回の財産処分申請に係る面積」欄：今回財産処分申請面積を記入する。
- 3 「処分内容」欄：財産処分の種類（目的外使用、譲渡、貸与等）及び処分先などを記入する。

※別添1「文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について」は省略

2 文科会第 9 2 0 号
令和 2 年 1 2 月 1 0 日

大臣官房政策課長
大臣官房国際課長
大臣官房文教施設企画・防災部長
総合教育政策局長
初等中等教育局長
高等教育局長
科学技術・学術政策局長
研究振興局長
研究開発局長
国際統括官
スポーツ庁長官
文化庁長官

殿

大臣官房会計課長
原 克 彦

文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について（通知）

このことについて、文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成 20 年 6 月 1 6 日付け 2 0 文科会第 1 8 9 号大臣官房会計課長通知別添）の一部を改正し、別添のとおりとしますので通知します。改正の趣旨は下記のとおりです。

記

- 1 別紙 1 及び別紙 2 の様式中「印」を削る。
- 2 別紙 1 及び別紙 2 について、所要の改正を行う。

担 当：大臣官房会計課総務班法規係
電 話：0 3 - 6 7 3 4 - 2 1 8 5

20文科会第189号
平成20年6月16日

文教施設企画部長
生涯学習政策局長
初等中等教育局長
高等教育局長
科学技術・学術政策局長 殿
研究振興局長
研究開発局長
スポーツ・青少年局長
国際統括官
文化庁長官

文部科学省大臣官房会計課長
戸谷 一夫

文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について（通知）

標記のことについて、別添のとおり、文部科学省一般会計に係る補助金等にかかる財産処分承認基準を制定しましたので、通知いたします。

各部局長におかれては、原則として、この承認基準に基づき対応いただくようお願いいたします。

なお、各部局が所管する補助金等について既に承認基準を制定している場合は、引き続き当該基準に従って対応いただくとともに、本承認基準の制定後、特段の事情により必要がある場合には、別に各部局長が本承認基準の特例を定めることができますので、適切に対応いただくようお願いいたします。

文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

改正 平成 26.3.25 大臣官房会計課長通知 25 文科会第 1156 号

改正 平成 27.4.23 大臣官房会計課長通知 27 文科会第 106 号

改正 令和 2.12.10 大臣官房会計課長通知 2 文科会第 920 号

第 1 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 22 条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。）の承認について、当該補助対象財産が教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興の観点から有する公共的な価値に留意しつつ、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとする。

第 2 承認の手続

1 申請手続の原則

適正化法第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等が財産処分を行う場合には、文部科学大臣に別紙 1 の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

適正化法第 2 条第 6 項に規定する間接補助事業者等が財産処分を行う場合には、当該間接補助事業に係る補助事業者等に対し財産処分の承認申請を行い、申請を受けた補助事業者等は、文部科学大臣に別紙 1 の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

(注 1) 財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること。

担保に供する処分：補助対象財産に抵当権を設定すること。

(注 2) 一時使用の場合

補助対象財産の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼ

さない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である。

(注3) 補助対象財産への再生可能エネルギーの発電設備の設置

補助対象財産に自ら太陽光パネル等の再生可能エネルギーの発電設備を設置する場合や、同設備を設置するために第三者に補助対象財産の一部を有償又は無償で貸し出す場合（屋根貸し等）であって、次の2点をいずれも満たす場合は財産処分に該当せず、手続は不要である。

- ① 補助対象財産の性質や設計上の理由等から補助対象財産の整備目的のためには使用しない場所（通常は立入りのできない屋根、管理上の都合で取得した法地等）に再生可能エネルギーの発電設備を設置する場合など、補助対象財産の整備目的を妨げないと認められること
- ② 補助対象財産である施設の強度を損なうこと、通常の維持管理業務に支障をきたすことその他補助対象財産の財産的価値を損なうことがないこと

(注4) 承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて手続が必要である。

(注5) 処分制限期間が10年未満である補助対象財産への適用

処分制限期間が10年未満である補助対象財産についても、この承認基準に定める手続を要するが、処分制限期間を経過した場合には、この承認基準に定める手続を要しない。

2 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって別紙2により文部科学大臣への報告があったものについては、1にかかわらず、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

なお、地域再生法（平成17年法律第24号）第18条その他の法律の規定により、適正化法第22条に規定する文部科学大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。

(1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡、有償貸付及び担保に供する処分を除く。）

- ① 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である補助対象財産について行う財産処分
- ② 経過年数が10年未満である補助対象財産について行う財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づいて行われるもの

- (2) 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった補助対象財産又は構造上危険な状態にある補助対象財産の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

第3 国庫納付に関する承認の基準

1 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う包括承認事項にかかる財産処分、又は経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって文部科学大臣が個別に認めるものについては、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

2 地方公共団体以外の者が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

① 包括承認事項のうち、(2)に掲げる災害等による取壊し等の場合

② 経過年数が10年以上である補助対象財産に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの

ア 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する場合

イ 交換により得た補助対象財産において、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業を行う場合

ウ 教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する補助対象財産を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）

エ 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

③ 経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって、上記②アからエまでに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、特に文部科学大臣が個別に認めるもの

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)に掲げる以外の財産処分については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

(3) 再処分に関する条件を付す場合

① 再処分に関する条件を付す場合

上記(1)のうち、②及び③に掲げる財産処分については、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、文部科学大臣の承認を受けないで当該補助対象財産（交換の場合には、交換により得た補助対象財産）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

② 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

3 担保に供する処分（抵当権の設定）

担保に供する処分については、本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさない限りにおいて承認するものとする。

また、抵当権が実行に移された場合には、適正化法第17条第1項に基づき補助金等の交付決定を取り消し、適正化法第18条第1項に基づきその補助金等の返還を命じることとなるので、この旨承認の通知に付記することとする。

承認に際しては、補助事業者等に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の国庫への納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。

第4 財産処分納付金の額

1 有償譲渡又は有償貸付の場合

財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額のうち補助金相当額を国庫に納付するものとする。なお、残存年数納付金額（施設等にあつては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額を、その他の補助対象財産にあつては、国庫補助額をいう。）を上限とする。

2 上記1以外の場合

残存年数納付金額を国庫に納付するものとする。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同じ額とする。

第5 東日本大震災復興特別会計補助金等に係る財産処分への準用

この承認基準は、東日本大震災復興特別会計補助金等（文部科学省が所管するものに限る。）に係る財産処分に準用する。

別紙1（略）

別紙2（略）

○補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について（抄）

〔平成二十年四月十日〕
〔財計第一〇八七号〕

補助金等適正化法第二十二条の規定に基づく各省各庁の長の承認について

地方公共団体が、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を、財産処分（補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。以下同じ。）する場合は補助金等適正化法第二十二条の規定に基づく各省各庁の長の承認は、下記により行うこととする。

なお、地方公共団体以外の者の補助対象財産についても、下記の趣旨を踏まえて、適切に対処すること。

各省各庁は、補助対象財産の財産処分の承認基準をできるだけ具体的で分かりやすい形で定めるとともに、地方公共団体及び地方支分部局に対する周知・情報提供を確実に実施すること。

記

- 一 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね十年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなす。当該財産処分の承認については、原則、報告等をもって国の承認があったものとみなす制度（包括承認制）を手続の簡素化の観点から導入するとともに、承認の際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付することができるものとする。
- 二 概ね十年経過前であっても、災害による損壊等、補助事業者等の責に帰することのできない事由による財産処分や、市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分については、一と同様とする。

各都道府県教育委員会施設主管課 御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書等における公印押印手続の見直し
及び提出方法並びに財産処分の承認書等の押印廃止について

平素より、円滑な財産処分事務処理に御協力いただきありがとうございます。

公立学校施設整備費補助金等や学校用地取得費補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について財産処分を行う場合に提出が必要となる財産処分承認申請書及び財産処分報告書については、公印押印を求めないこととする旨、令和 2 年 12 月 23 日付け通知にてお知らせしたところですが、関連文書についても同様に公印押印を求めないこととするとともに、施設助成課が担当する補助事業に係る財産処分関係書類の提出方法については下記のとおりとします。あわせて、文部科学省から発出する財産処分の承認書等について、今後は下記のとおり、公印を押印しない扱いとします。

各都道府県教育委員会におかれては、このことを域内の市区町村に周知し、事務処理に遺漏のないよう配慮願います。

記

1 公印押印を求めないこととする関連文書

- (1) 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書」等を提出する際に必要に応じて添付することになっている「顛末書、理由書等」
- (2) 平成 20 年 2 月 29 日付け事務連絡「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認における基金積立状況等の報告について」に基づき提出する「基金設置及び積立状況調書」等を含む報告文書

2 提出方法について

「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書」等の提出方法については、以下のとおり、従来の紙提出のほか、公印を押印しない場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 26 条の 2 及び第 26 条の 3 並びに文部科学省所管補助金等の申請書等に係る電磁的記録及び電磁的方法を定める省令（平成 16 年文部科学省令第 30 号）の規定に基づき、添付資料と併せ、電子メールにより提出することが可能である。

- (1) 紙媒体による郵送提出
- (2) 電子ファイルによるメール提出（公印を押印していない文書の場合に限る。）

なお、(2)を選択する場合は、以下の点に留意すること。

- ・ 必要書類の電子ファイルを番号順に整理・分割し、専用アドレス (zaisansyobun@mext. go. jp) 宛てに提出すること。
- ・ 提出の際には、メールに送信者名、担当部署名、連絡先 (電話番号及びメールアドレス) を記載するとともに、メールで提出する旨を施設助成課振興地域係に電話で伝えること。
- ・ 電子ファイルの容量が大きく、メールに添付することが難しい場合は、施設助成課振興地域係に問い合わせること。

3 財産処分の承認書等の押印廃止について

文部科学省から発出する「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認書」等の文書についても、今後は公印の押印を廃止するとともに、PDFファイル形式でメールにて送付することとする。押印廃止後は、このPDFファイルを正本として扱うものとし、紙での送付は行わない。文書には問い合わせ先 (施設助成課振興地域係) が明記されていること、また、専用アドレス (zaisansyobun@mext. go. jp) から送信されていることにより、文書の真正性を確認することが可能である。

本件問合せ先

文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部
施設助成課 振興地域係 萩尾、高山、小林

TEL 03-5253-4111 (内線 2001)

E-mail zaisansyobun@mext. go. jp

事 務 連 絡

平成20年2月29日

各都道府県教育委員会施設主管課
施設・助成担当係長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設助成課振興地域係長

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認における
基金積立状況等の報告について

標記について、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」（平成19年3月28日付け18文科施第601号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）3（2）③ア（イ）により納付金を免除された財産処分については、当該財産処分の日から1年以内に補助金相当額以上の額を積み立て、適切に運用することとしています。

ついては、該当する処分がある地方公共団体については、基金の設置及び積立状況等を別紙様式等によって、補助金等を所管する各課宛に報告されるようお願いいたします。

また、このことを域内の市区町村等に対し、連絡されるようお願いいたします。

なお、本報告については、処分の日から1年以内の基金積立状況等を確認する趣旨で実施するものであり、継続的に運用状況の報告を求めるものではないことを申し添えます。

【事務担当】

大臣官房文教施設企画部

施設助成課振興地域係

TEL：03-5253-4111（内線2001）

FAX：03-6734-3743

(別紙様式)

平成 年 月 日

所管課長※1 殿

都道府県又は市町村名

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認における基金積立状況等の報告について

標記のことについては、本域内における公立学校の施設整備に要する経費に充て
ることを目的とした基金に積み立て、適切に運用しておりますので、下記のとおり
状況等を報告します。

記

1. 承認年月日等：平成 年 月 日付け 文科施第 号
2. 基金に関する条例等の名称：
3. 積み立て額： 千円
4. 添付資料
 - (1) 「基金設置及び積立状況調書」 (別紙)
 - (2) 基金に関する条例等の写し
 - (3) 承認通知書の写し

※1 次のいずれかから選択の上、記入すること

大臣官房文教施設企画部施設企画課長

大臣官房文教施設企画部施設助成課長

初等中等教育局幼児教育課長

初等中等教育局教育課程課長

基金設置及び積立て状況調書

(単位:円)

都道府県名	設置者名	学校名	財産処分 年月日	処分の内容	基金設置 年月日	基金に積み 立てるべき額	基金積立て 額	基金積立て 年月日	取崩額	取り崩して 整備した内容	積立金残額

各都道府県教育委員会施設主管課
施設・助成担当係長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設助成課振興地域係長

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の更新手続に係る添付資料の取扱いについて

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分については、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」（平成27年7月1日付け27文科施第158号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知。以下「部長通知」。）に基づき事務処理を行っていただいているところです。

このたび、既に財産処分の承認を受けたもの（報告事項を含む。）について、処分内容に変更がなく、単に処分期間の更新を行う場合は、添付資料を簡素化し、下記のとおり取扱うこととしますので、このことを域内の地区町村に周知し、財産処分承認申請書又は財産処分報告書の事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

については、このことを域内の市区町村に対し、連絡されるようお願いいたします。

記

1 添付資料

(1) 承認事項の場合

ア 転用の場合

- ・直近の財産処分承認通知書の写し
- ・更新履歴一覧（別添）

イ 貸付の場合

- ・直近の財産処分承認通知書の写し
- ・更新履歴一覧（別添）
- ・新旧の賃貸借契約書

(2) 報告事項の場合

- ・直近の財産処分報告書の写し
- ・更新履歴一覧（別添）

2 留意点

- ・処分内容に変更（貸与額の変更も含む。）が生じた場合は、本取扱いは該当しません。部長通知2（2）に基づき、財産処分手続を改めて行う必要があります。
- ・当初の財産処分に係る添付資料については、随時確認ができるよう文書保存期間を延長するなど、適切に取扱っていただくようお願いいたします。

【事務担当】

大臣官房文教施設企画部施設助成課振興地域係

TEL : 03-6734-2464

FAX : 03-6734-3743

別添

(更新履歴一覧)

学校名※ ¹	処分内容※ ²	財産処分承認又は報告（更新）年月日※ ³
(例) ○○小学校	(例) ・公民館に転用 ・老人デイサービスセンターとして有償貸与（社会福祉法人○○） 等々	平成28年4月1日
		平成29年4月1日
		平成30年4月1日

※1 財産処分承認申請（報告）書の「1 処分の内容」に記載している学校名を記載してください。

※2 // 処分内容（財産処分の種類（転用、貸与等）、有償・無償の別、処分先）を記載してください。

※3 財産処分承認通知書の承認年月日又は財産処分報告書の申請日を記載してください。

(注)当初の財産処分に係る添付資料については、随時確認ができるよう文書保存期間を延長するなど、適切に取扱っていただくようお願いします。

事 務 連 絡

平成25年8月21日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課 御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設企画課防災推進室

「公立及び国立学校施設における天井等落下防止対策の一層の
推進について」（通知）に関する補足説明について

先般、「公立及び国立学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について（通知）」（平成25年8月7日付25文科施第202号）において、既存の屋内運動場等の天井等落下防止対策の推進をお願いしましたが、本通知の留意点等を別紙のとおり補足説明としてまとめましたので、参考としていただくようお願いします。

なお、このことについて、都道府県教育委員会施設主管課においては、域内の市区町村教育委員会施設主管課に対して周知を図られるようお願いいたします。

(本件連絡先)

【通知全体について】

大臣官房文教施設企画部施設企画課

防災推進室防災推進係、施設防災企画係

電話：03-5253-4111（内線2235、3184）

【公立学校施設の財政支援等について】

大臣官房文教施設企画部施設助成課指導係、整備計画係

電話：03-5253-4111（内線2463、2462）

【公立学校施設の財産処分について】

(屋内運動場・講堂について)

大臣官房文教施設企画部施設助成課振興地域係

電話：03-5253-4111（内線2464）

(武道場・屋内プールについて)

スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課施設係

電話：03-5253-4111（内線3774）

(別紙抜粋)

問 1 3 天井を撤去した場合、財産処分手続きは必要か。

(答)

施設としての機能を損なわない(補助金等の交付の目的に反しない)限り、財産処分手続は不要です。財産処分が必要となる場合の手続きについては、当該施設の国庫補助の内容により扱いが異なりますので、詳しくは担当係までお問い合わせ願います。

財産処分手続ハンドブック
～財産処分手続の概要と事務手続上の留意事項～

令和4年3月 第十一次改訂

(参考)

財産処分手続きQ&A ～正しい理解と適切な実施のために～

平成16年9月	初 版
平成17年3月	改 訂 版
平成19年4月	第二次改訂
平成21年3月	第三次改訂
平成23年6月	第四次改訂
平成27年3月	第五次改訂
平成28年1月	第六次改訂
平成28年3月	第七次改訂
平成29年11月	第八次改訂
平成31年1月	第九次改訂
平成31年3月	第十次改訂

発行／文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課
(文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/>)
